



毎日の気温の変化が激しく、体調を崩されている方はいらっしゃいませんか？
 今月が終わると今年も残り半分、時が過ぎるのがとても早く感じてしまうのは何故でしょう？学生の頃はこんな事は無かったのに・・・。あつという間に梅雨が来て夏になるような気がします。
 さて、遅くなりましたが平成21年度も税制改正がありました。補正予算による景気回復がさげられる中、税務においても減税となる項目や、以前の税制改正で行われた期限付きの減税策の延長などがありました。今月はその中で主だったものをお知らせいたします。

<個人所得税及び住民税>

- 住宅借入金等特別控除（住宅ローンにより家屋等を取得した場合の減税）の延長及び拡充
 住宅ローンにより住宅を取得し、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住を開始した場合に、ローン残高に応じ、税額の内一定額が所得税及び住民税から控除されます。以前も住宅ローン減税はありましたが、今回は減税額を大幅に拡大しての改正となりました。
 ただし、その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用がありません。
 (1)所得税の控除額 年末の借入金残高に下記の控除率を乗じて計算した金額（以下、『ローン控除額』とする）



居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	10年間の合計控除額(上限)
平成21年	10年間	5,000万円	1.0%(1.2%)	500万円(600万円)
平成22年		5,000万円		500万円(600万円)
平成23年		4,000万円(5,000万円)	400万円(600万円)	
平成24年		3,000万円(4,000万円)	300万円(400万円)	
平成25年		2,000万円(3,000万円)	200万円(300万円)	

- ※()内は認定長期優良住宅を取得した場合の控除率及び控除額です。
 (2)住民税の控除額 ローン控除額が所得税を超えている場合、次のどちらか少ない額が住民税より控除されます。
 ①ローン控除額－所得税
 ②所得税の課税総所得金額×5%(最大97,500円)

- 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税の特別控除の創設
 居住者(バリアフリーの場合は一定の居住者)が居住する自己の家屋について、工事費用が30万円を超える、一定の省エネ改修工事及び一定のバリアフリー改修工事を行い、その家屋に平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住を行った場合に、下記の計算により算出した金額が所得税から控除されます。
 ただし、その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用がありません。

- 一定の省エネ改修工事
 - 適用工事の範囲 (b～eは単独では適用されず、aと併せて行うものに限る)
 改修部位の省エネ性能が平成11年基準以上となる、a.全ての居室の窓全部の改修工事、a.と併せて行う b.床の断熱工事 c.天井の断熱工事 d.壁の断熱工事又は e.太陽光発電装置設置工事(一定の要件を満たすもの)
 - 控除額 (その年の所得税額を限度)
 その省エネ改修工事の費用の額とその省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円(太陽光発電装置を設置する場合は、300万円)を限度)の10%に相当する金額
- 一定のバリアフリー改修工事
 - 一定の居住者の範囲
 次のa～dのいずれかに該当する方
 a.50歳以上の者 b.介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者 c.障害者である者 d.居住者の親族のうち b.もしくは c.に該当する者又は65歳以上の者のいずれかと同居している者

- 適用工事の範囲
 廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、室内の段差の解消、引き戸への取替え又は床表面の滑り止め化を行う工事
- 控除額 (その年の所得税額を限度)
 そのバリアフリー改修工事の費用の額とそのバリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円を限度)の10%に相当する金額

<法人税等>

- 中小法人等の法人税率の引き下げ
 中小法人等について、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度において800万円以下の課税所得金額に対する法人税率が22%から18%に引き下げられます。
- 欠損金の繰戻しによる還付制度の復活
 欠損金の繰戻し還付制度については、一定の事由を除き、その制度の適用が停止されていましたが、中小法人等については平成21年2月1日以後終了する各事業年度において適用が復活となりました。

- 欠損金の繰戻し還付とは
 各事業年度において欠損金が生じた場合、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度(還付所得事業年度)において法人税の額がある場合に、次の算式により計算した金額を還付する制度です。

- 繰戻し還付額

$$\text{還付所得事業年度の法人税の額} \times \frac{\text{繰戻し欠損金額}}{\text{還付所得事業年度の所得の金額}} = \text{欠損金の繰戻しによる還付金額}$$
- 注意事項
 繰戻し還付の対象となった欠損金については、その後の事業年度において生じた所得から控除する事は出来ません。法人県民税・法人事業税・法人市民税については繰戻し還付とならず、翌事業年度に生じた税額より控除することとなります。

- 例えば法人税だけで考えますと
 ①前期500万円の所得で110万円(500万円×22%)の税額が発生
 ②当期200万円の損失
 ③翌期400万円の所得が発生

A.繰戻し還付を行わなかった場合	B.繰戻し還付を行った場合
a.前期の税額 110万円 (110万円)	a.前期の税額 110万円 (110万円)
b.当期の税額 0円 (0円)	b.当期の税額 (44万円)
c.翌期の税額 (400万円－200万円)×18%=36万円 (44万円)	還付額 110万円× $\frac{200\text{万円}}{500\text{万円}}$ = 44万円
d.3期計の法人税総額 a+b+c=146万円 (154万円)	c.翌期の税額 400万円×18%=72万円 (88万円)
	d.3期計の法人税総額 a・b+c=138万円 (154万円)

と、繰戻し還付を行う場合には8万円の税額に差が生じます。これは今回の税制改正で税率変更があった為です。税率変更が無かった場合には__の税率を22%で計算すると、赤字()内のようになりそれぞれd.の税額が154万円と同じになり、例の場合では税額に差は生じません。

<6月のカレンダー>

10	水	*源泉所得税・特別徴収住民税(5月分)の納付期限 *夏季賞与を支給した場合、5日以内に「被保険者賞与支払届」を所轄の社会保険事務所へ提出
18	木	*将軍の日
30	火	*4月決算法人の確定申告・納付期限 *5月分の社会保険料の納付期限 *10月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年額400万円超の1月・7月決算法人)

<将軍の日>

毎月開催中の利益計画書作成セミナー：「将軍の日」
 今月の開催日は6月18日(木)です。昨年将軍の日に来られたお客様で既に今回の将軍の日にお申し込み頂いている方もおられます。まだ将軍の日にお越し頂いていないお客様、一度将軍の日に参加してみませんか？

開催日	対象者
7月16日(木)	5・6・7・8月決算法人様
8月20日(木)	6・7・8・9月決算法人様
9月17日(木)	7・8・9・10月決算法人様
10月15日(木)	8・9・10・11月決算法人様

